

家畜共済における病傷給付の取扱に関する関係法令等
(付：家畜共済の病傷事故給付基準)

○農業災害補償法（抜粋）

（昭和二十二年十二月十五日法律第百八十五号）

〔共済金の支払額〕

第百十六条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第二項の地域別その他農林水産省令で定める区分により農林水産大臣が定める金額を限度とする。

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の価額により、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対する割合（その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十）を乗じて得た額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によつて組合員等が被る損害（当該共済事故に係る診療に要する費用のうち、前条第一項第一号又は第三号の農林水産省令で定めるものに該当するものを除く。）の額に相当する金額

② 前項第二号の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつてこれを算定する。

③④（略）

○農業災害補償法施行規則（抜粋）

（昭和二十二年十二月二十七日農林省令第九十五号）

〔病傷事故の損害額の算定方法〕

第三十三条 法第百十六条第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用（初診料を除く。）の内容に応じて農林水産大臣の定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得られる金額による。

② 前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用（初診料を除く。）を限度とする。

〔病傷事故に係る保険金支払額の算定方法〕

第三十四条の三 法第百二十五条第一項第三号ロの疾病又は傷害による損害で診療技術料等以外のものに依じて算定される金額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用（初診料を除く。）のうち診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得られる金額とする。

② 前項の金額は、組合等が支払うべき共済金の額を限度とする。

関係告示

○家畜共済損害認定準則（抜粋）

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第九十八条の二（同法第三百三十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第十二条第二項の組合等又は農業共済組合連合会が行う家畜共済により支払うべき共済金又は保険金に係る損害の額の認定に関する準則を次のように定め、昭和三十三年一月一日から施行する。

第一 組合等（農業災害補償法（以下「法」という。）第十二条第三項の組合等をいう。以下同じ。）は、組合員等（法第十二条第一項の組合員等をいう。）から法第九十八条第二項の通知を受けたときは、遅滞なく損害を受けた家畜又は牛の胎児が当該組合等の家畜共済に付されていること、その損害が家畜共済に係る共済事故によつて生じたものであること及びその共済事故が農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号。以下「規則」という。）第二十九条の五第一号に掲げる共済事故（以下「特定事故」という。）であるかどうかを現地において確認しなければならない。（以下略）

第二 組合等は、第一の確認をした後、当該家畜又は牛の胎児について、死亡及び廃用を共済事故とする場合にあつては第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を、疾病及び傷害を共済事故とする場合にあつては第二号から第五号までに掲げる事項をそれぞれ調査し、第一号の肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額を認定しなければならない。

一 肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額

二 組合員等が診療その他の行為によつて負担すべき費用（初診料を除く。）の内容に応じて共済事故ごとに計算される規則第三十三条第一項の総点数

三 規則第三十三条第二項の組合員等が負担した費用の額

四 手当金、補助金等の有無及びその額

五 免責事由の有無

第三（四）（略）

第五 第二第二号の総点数は当該疾病又は傷害に対して通常必要とされる診療その他の行為を基準として算定しなければならない。

第六（七）（略）

○ 農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条一項及び第三十四条の三第一項の規定により、診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を次のように定め、昭和三十年三月三十一日農林省告示第二百七十九号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数を定める件）及び同日農林省告示第二百八十号（農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律施行令に基き診療その他の行為につき負担すべき費用の種別に応ずる点数等を定める件）は、廃止する。

一 農業災害補償法施行規則（以下「規則」という。）第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定により、診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数

（点数は省略）

二 規則第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の農林水産大臣が定める一点の価額

十円

○ 農業共済組合模範共済規程例の基準

(共済金の支払額)

第六十五条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第百十六条第一項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の第六十一条第二項から第五項までに規定する価額から、肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額（これらの評価額が当該家畜の同項に規定する価額二分の一を超えるときは、当該家畜の同項に規定する価額の二分の一）又は当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等（家畜伝染病予防法第五十八条第一項の規定により受けるべき手当金（以下この条において「手当金」という。）を除く。）の金額を差し引いて得た金額（以下この条において「控除残額」という。）に共済金額の共済価額に対する割合（その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十）を乗じて得た金額（手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額が当該家畜の第六十一条第二項から第五項までに規定する価額の二分の一を超える場合において、当該乗じて得た金額が当該家畜の同項に規定する価額（当該家畜（肉豚を除く。）の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該組合員が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額）からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等（手当金を受けるべき場合には、その手当金を含

む。）を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額）
二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によつて組合員が負担すべき診療その他の行為の費用の内容に応じて規則第三十三条第一項の農林水産大臣の定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数に同項の農林水産大臣が定める一点の価額を乗じて得た金額（その金額が組合員が負担した費用の額を超えるときは、その費用の額）

家畜共済の事務取扱要領

○12 共済事故（抜粋）

（12）病傷事故の取扱い

ア 病傷事故の転帰及び治癒判定

病傷事故の転帰並びに雌不妊症（卵巢疾患、卵管疾患、子宮疾患）、乳房炎及びケトン症の治癒判定は、次のとおりとする。

（ア）病傷事故の転帰

- a 死亡
- b 法令殺 家畜伝染病予防法の規定により殺処分されたとき。
- c 廃用 規則第16条第1項各号の一に該当したとき。
- d 治癒 症候が消退し治療の必要がなくなつたとき。
- e 中止 次のいずれかに該当する場合。

（a）a から d までの転帰以外であつて診療が中止されたとき。

（b）病傷経過中共済掛金期間が終了したとき。

（c）乳牛の雌等及び肉用牛等の両方の包括共済関係があり、かつ、子牛等を共済目的としている場合に、乳牛の雌以外の乳牛の子牛が病傷経過中に出生後第2月の月の末日に達したとき。

（イ）治癒判定

a 卵巢疾患

（a）卵胞のう腫 治療が終了した後、卵胞の正常な発育・排卵と正常な黄体形成を確認した時と受胎を確認した時とのいずれかが早い時を治癒とする。

（b）排卵障害 治療が終了した後、排卵したことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれかが早い時を治癒とする。

（c）黄体遺残 治療が終了した後、発情が認められ、卵巢及び子宮が正常となつたことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれかが早い時を治癒とする。

（d）その他の卵巢疾患 治療が終了した後、2回の性周期を反復して卵巢及び子宮が正常となつたことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれかが早い時を治癒とする。ただし、鈍性発情にあつては、治療が終了した後受胎したことを確認した時を治癒とする。

b 卵管疾患 治療が終了した後受胎したことを確認した時を治癒とする。

c 子宮疾患 治療が終了した後、7～14日を経て子宮の異常所見が消失したと及び卵巢の異常所見が消失したことを確認した時と受胎したことを確認した時とのいずれかが早い時を治癒とする。

d 乳房炎 治療が終了した後、2週間を経ってから臨床症状に異常がなく、乳量回復が顕著で、CMT変法、体細胞数、電気伝導度、NAGase、細菌等のいずれか1つの検査成績が陰性であることを確認した時を治癒とする。

e ケトン症 治療によって臨床症状が消退し、その消退した日から7日以上臨床症状が発現しないことを確認したときを治癒とする。

イ 共済金支払の対象とならない診療の範囲

共済金支払の対象となるのは病傷によるものであつて、診断の結果病傷でないことが明らかなものについては共済事故とはならない。例えば結果的に健康検査、妊娠鑑定、通常分娩の助産等にすぎなかつたものは支払の対象とはならない。

病傷事故に係る損害の額を算定するに当たつては、「通常必要とされる診療行為」を基準として算定しなければならないことと定められており（家畜共済損害認定準則第5）、給付限度の範囲内であつても診療行為のすべてが共済金支払の対象となるものではない。家畜共済の共済金の支払の対象となる疾病及び傷害とは、獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来す異常な状態をいう。また、「通常必要とされる診療行為」とは、その病傷に対し最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であつて広く学界に認められ一般に普及しているものであり、効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。

したがつて、少なくとも下記の診療行為については損害の額に算入しない。

（ア）一般に獣医技術を必要としないと認められる病傷に対する治療

組合員等が加入家畜について通常すべき管理その他損害防止により処置できる程度の病傷に対する診療行為

（イ）効果の期待できない治療

余病を併発するおそれがないグラム陰性菌による疾病と確定した後に行われたペニシリン療法のような不合理な治療

（ウ）必要を超えて加えられる治療

治癒しているにもかかわらず加えられる治療又は対処療法を範囲を超える保健栄養剤の投与のような行為

（エ）治癒の見込みのない病傷の治療

牛の結核病、馬の伝染性貧血等現在の獣医技術水準においては一般に治療の効果が望めない種類の疾病に対する治療。ただし、治癒の見込みがないと診断された後においても、それに併発した病傷のために残存物価額が著しく低下すると考えられるときは、これを防止するために応急的に行つた最少限の診療についてはこの限りではない。

（オ）試験・研究を目的とする診療

試験・研究を目的とする診療、獣医学的に根拠の薄弱な特異な療法等

（カ）他の安価な治療で治癒し得ることが明らかである場合に行われる高価な治療

診療の経済性という観点から不適当な治療。例えば安価な抗生物質で治癒し得ることが明らかであるにもかかわらず、他の高価な抗生物質を用いたような場合には、代替し得る安価な治療を超える部分は原則として共済金を支払わない。また、同一の医薬品について単位当たり価格が安価なものがあるにもかかわらず、単位当たり価格が高価なものを用いた場合には、その差額部分は原則として共済金を支払わない。

（キ）生命に関係がなく、また機能障害となるおそれのない病傷に対する治療

単純な皮膚病、少数の良性腫瘍等生命になんら影響がなく、また機能障害となるおそれのない病傷に対する治療

ウ その他

- (ア) いわゆる二等乳症（酸高乳症、低酸度二等乳症等）、リピート・ブリーダー、潜在性乳房炎、ケトン血症、ケトン尿症等は、共済事故に該当しない。
- (イ) 損害防止事業によつて発見された病傷について、その時に行われた処置は給付の対象としない。
- (ウ) (イ) の病傷について、その後治療を要するものについて治療を行ったときは、病傷事故として取り扱う。その後治療を要するものとは、病傷の原因が発生しているが病傷の徴候を現して置いて放置した場合は病傷が重篤となつて死廃事故が発生するおそれがあるため、治療が必要と認められる場合とする。

（平成 19 年 3 月 23 日付け 18 経営第 7622 号農林水産省経営局長通知）

（最終改正：平成 20 年 3 月 13 日）

家畜共済の病傷事故給付基準

病傷事故が発生したときは、その診療費について損害額を算定し共済金を支払うこととなっており（農業災害補償法第 84 条及び第 116 条、同法施行規則第 33 条）、この損害額を算定するに当たっては、通常必要とされる診療その他の行為を基準として行うこととなっている（家畜共済損害認定準則第 5）。

病傷事故の範囲及び通常必要とされる診療行為の基本的な解釈については、「家畜共済の事務取扱要領」（昭和 61 年 3 月 31 日付け 61 農経 B 第 804 号農林水産省経済局長通知）に定められているとおりである。

すなわち、

①「家畜共済の共済金の支払の対象となる疾病及び傷害」とは、

獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来す異常な状態をいい、

②「通常必要とされる診療」とは、

その病傷に対し、最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であって広く学界に認められ一般に普及しているものであり、効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。

家畜共済では、検査、診療及び治療に際しての指標となるべき基準として、

①「家畜共済における臨床病理検査要領」（平成 17 年 5 月 23 日付け 16 経営第 8829 号農林水産省経営局長通知）

②「家畜共済の診療指針」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 6969 号農林水産省経営局長通知）

③「家畜共済における抗菌性物質の使用指針」（平成 13 年 2 月 27 日付け 12 経営第 718 号農林水産省経営局長通知）

を設けているが、これらの基準に記載されたものであっても、すべてが給付対象になるのではなく、共済金の給付については、「家畜共済診療点数表」（昭和 30 年農林省告示第 778 号）及び「家畜共済診療点数表細則」（昭和 59 年 3 月 23 日付け 59 農経 B 第 637 号農林水産省経済局長通知）により損害額を算定するとともに、病傷事故給付の具体的な取扱いで疑問の生じやすい点については、以下の基準によるものとする。

なお、本基準は、基準を超える診療行為を妨げるものではないが、本基準を超える部分については共済金の支払対象とはならず、組合員等の負担となることから、診療時には、そのことを説明した上で、診療を行う必要がある。

また、診療を行う者は、近年「食の安全」という視点が重要視される中、家畜診療は食料生産の一翼を担っていることを念頭に置くことが、治療効果と併せて求められる。

第1 臨床病理検査の基準

1 総則

病傷に対し最も有効かつ経済的な診療を行うためには、まず、正確な診断を速やかに行うことが必要である。診断は、稟告及び臨床所見を十分把握した上で行う必要があるが、稟告及び臨床所見のみで診断が困難な場合には、それらによって病因及び病名を推察し確定診断又は病態の把握のために必要な検査を的確に選択して実施すべきである。

給付は「家畜共済における臨床病理検査要領」を参考とするものとし、普遍的に診断意義が認められていない検査の応用がなされた場合及び病態からみて必要性が認められない検査は給付外とする。確定診断後は、病態の経過からみて通常必要とされる範囲を超えて行われた検査については給付外とする。

なお、臨床病理検査は、一病傷事故期間（初診から転帰まで）を通して、診断、病勢経過及び治癒判定の目的で行われるものであるので、給付回数は、原則として3回を限度とする（ただし、繁殖障害にかかる直腸検査は、この限りでない。）が、検査内容及び病類によっては、その必要性が異なることから、「2 具体的基準」に掲げるものについては、当該基準により給付するものとする。

2 具体的基準

乳汁簡易検査は、原則として3回を限度に給付するが、検査間隔が3日（診療当日を含む。）以内の検査には給付しない。

尿検査は、原則として3回を限度に給付するが、検査間隔が3日（診療当日を含む。）以内の検査には給付しない。

血液生化学的検査は、一病傷事故期間中を通して別表の病類ごとに定められた検査種別数の範囲で給付するものとし、この検査種別数を超えて行われる検査は、原則として給付外とする。

別表

病 類		検査種別数		病 類	検査種別数
ウ イ ル ス 病		2		泌 尿 器 病	3
細菌・真菌病		2		生 殖 器 病	3
原虫・寄生虫病		2		泌 乳 器 病	2
血液及び造血器病		5		運 動 器 病	3
内分泌及び代謝疾患		5		中 毒	3
消化器病	肝臓疾患	5	8	新 生 子 異 常	2
	その他の消化器 病	5		神 経 系 病	2
呼 吸 器 病		3		感覚器（眼、耳）病	2
循 環 器 病		4		皮 膚 病	2
妊娠・分娩期及び産後の 疾患		5		外傷不慮その他	2

注 1 検査種別とは、「家畜共済診療点数表」の「血液生化学的検査」の検査種別をいう。

2 原則として、同一病類内の合併症の場合は、別表の検査種別数の範囲（「肝臓疾患」と「その他の消化器病」を併発した場合は8までの範囲）で、また、複数の病類にまたがる場合は、それぞれの検査種別数の範囲で特に必要と認めた項目について加算給付するものとするが、類症鑑別に不必要な項目については給付外とする。

第 2 病名別給付基準

1 総則

診療に当たっては、原因療法を基本とした合理的な診療を行うことを原則とし、原因療法のみで効果のない場合等には対症療法を加えるべきである。対症療法他に有効な治療方法がない場合を除き、対症療法のみに頼るような診療は給付外とする。ただし、治癒の見込みがないと診断された後、診療を加えなければ、残存物の有効な利用を図ることができないと判断される場合に、応急的に行った最小限の診療についてはこの限りではない。

臨床症状、検査結果、治療結果等からみて、治療効果が認められないにもかかわらず同様な治療が継続して行われたと判断される場合、その継続

して行われた治療については原則として給付しない。

2 具体的基準

(1) ケトーシス

同一内容の医薬品を3日間使用して効果がなかった場合は、その後引き続き使用した当該医薬品（糖類剤を除く。）については給付しない。

(2) 消化器病

内用薬の薬治は、2日分を標準として給付するが、診療の際、薬剤を投与しない場合は3日分を標準として給付する。同一内容のものを連日交付しても2日分（診療の際、薬剤を投与しない場合は3日分）を標準に1回の薬治として給付する。

(3) 尿石症

排尿異常若しくは全身症状を伴わないものに対する治療については給付しない。

(4) 長期在胎

在胎日数が、経産牛は295日、未経産牛は290日を超えても分娩しないものについての治療以外は給付しない。

(5) 胎盤停滞

牛の胎盤停滞の抗菌性物質による全身療法は、体温上昇、食欲減退などの全身症状を伴う場合以外は給付しない。

(6) 卵巢疾患

ア 牛の場合

(ア) 生後12か月未満の牛の卵巢發育不全及び卵巢静止並びに分娩後40日以内の牛の卵巢疾患（腫瘍を除く。）に対する治療については給付しない。

(イ) 卵巢發育不全、卵巢静止及び卵巢萎縮で、その治療間隔が2週間未満、卵胞囊腫、黄体囊腫及び黄体遺残で、その治療間隔が10日間未満の治療については給付しない。

イ 種豚の場合

(ア) 生後8か月未満の種豚の卵巢發育不全並びに離乳後10日間未満の母豚の卵巢静止及び卵巢萎縮の治療については給付しない。

(イ) 卵巢發育不全、卵巢静止、卵巢萎縮及び黄体遺残で、その治療間隔が2週間未満、卵胞囊腫で、その治療間隔が4週間未満の治療については給付しない。

(7) 子宮内膜炎

ア 牛の場合

子宮内膜炎の治療については、分娩後 40 日以内のもの及びその診療間隔が 1 週間未満のものについては給付しない。

イ 種豚の場合

離乳後 10 日以内のもの及びその診療間隔が 3 週間未満のものについては給付しない。

(8) 乳房炎

乳房注入剤の薬治は、2 日分を標準として給付するが、診療の際、薬剤注入しない場合は 3 日分を標準として給付する。同一内容のものを連日交付しても 2 日分（診療の際、薬剤を投与しない場合は 3 日分）を標準に 1 回の薬治として給付する。

抗菌性物質による全身療法は、急性症で食欲の減退若しくは廃絶又は発熱などの全身症状を認めた場合及び乳房内薬剤注入が不可能な場合以外は原則として給付しない。

乾乳期用乳房注入剤は、乾乳準備期間の開始の時までに発症し、その治療が乾乳時まで継続して行われている（治療を乾乳時まで延ばしているものを含む）臨床型乳房炎に罹患した乳房であって、乾乳準備期間中に診断及び検査を実施し、その結果、これによる治療が必要と判断された分房について最終搾乳直後 1 回に限り給付する。診断及び検査は「家畜共済の診療指針」のうちの「乳房炎」に基づいて実施することとし、特に次の事項は必ず行うものとする。

ア 臨床検査

(ア) 問診

乳房及び乳頭についての既往症—その病名と発病年月日、特に発病分房の乳頭損傷及び乳房炎歴

(イ) 乳房及び乳頭の望診と触診

乳房及び乳頭の熱徴、冷感、疼痛、腫脹、硬結、弾力性並びに損傷の有無

イ 乳汁検査

乳汁の肉眼的検査及び CMT 変法による検査

ウ 乳汁の細菌学的検査

薬剤感受性検査

なお、乾乳準備期間及び乾乳期間中に発症した臨床型乳房炎には、泌乳期の乳房炎に準じた治療が必要であるが、この場合、最終搾乳直後に用いた乾乳期用乳房注入剤の給付については上記に準じて取扱うものとする。

(9) 関節炎、関節周囲炎及び蹄病

抗菌性物質による全身療法は、局所の処置を行い、かつ、その病性、治療経過等からみて必要と認められる場合以外は給付しない。ただし、趾間部に壊死が生じる以前の急性期の趾間フレグモーネ（趾間壊死桿菌症、趾間腐爛）及び局所の処置を併用した疣状趾皮膚炎についてはこの限りではない。

(10) 栄養失調及び過労

通常の方法を逸脱した飼養管理に起因した栄養失調及び単なる過労に対する診療については給付しない。

牛及び豚の雌不妊症、乳房炎、ケトーシス、乳熱、ダウナー症候群、第四胃変位、牛の運動器疾患並びに子牛の下痢・肺炎の治療に係る給付については、上記によるほか、「家畜共済の診療指針」を基準として給付する。

第3 医薬品の給付基準

1 総則

医薬品の使用に当たっては、的確な診断のもとに最も効果のあるものを経済的に応用することが必要である。

医薬品を薬事法（昭和35年法律第145号）第14条に基づき承認された効能・効果又は用法以外に使用した場合は給付しない。また、薬事法第14条に基づき承認された用量を基準として損害額を算定する。自ら医薬品を調剤して使用した場合は、薬事法第14条に基づき承認された同種の製剤の成分及び用量を基準として給付する。ただし、薬事法第14条に基づき承認された効能・効果、用法又は用量に基づかない方法によった場合であっても、その方法によってより高い効果が期待できるとともに、危険性が増大しないことが明らかで、かつ、その方法が広く学界で認められ、一般に普及している場合又はこの給付基準で特に定めた場合はこの限りではない。なお、この場合、獣医師の特例使用であることから出荷制限期間（動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）第4条の出荷制限期間をいう。）を適切に設定する必要がある。

初めから高価な医薬品を用いた場合は、症状が特に急性でかつ重篤であるか、あるいは、特殊の薬効を必要とする場合であって、著しい治療効果を期待できることが明らかな場合を除き、代替し得る安価な医薬品によって損害額を算定する。

医薬品を併用した場合は、併用によって著しい治療効果を期待できることが明らかな場合及び1種ではその目的を達成することが困難な場合を

除き、併用した医薬品のうち最も安価なもの以外については給付しない。

医薬品が所期の薬効を現さなかった場合は、無効であることが明らかになってから引き続き使用した当該医薬品については給付しない。

局方医薬品及び一般名で薬価基準表に収載されている医薬品については、いずれかの製造（輸入販売）会社の医薬品が収載されている場合は、当該製造（輸入販売）会社の当該医薬品以外の医薬品については給付しない。

2 薬効別基準

薬効別	薬 剤	基 準
1神経系用薬 (1)解熱鎮痛消炎剤	サルチル酸系製剤 ピラゾロン系製剤 ピラビタール系及びサルチル酸系を主成分とする製剤 その他の解熱鎮痛消炎剤	手術後に使用した場合は原則として給付しない。 牛のフルニキシン系製剤については、原則として大腸菌性乳房炎のうちショック症状を呈するもの及び細菌性肺炎以外に対しては給付しない。一診療経過中の使用回数は、通常1回限りとする。
2循環器官及び泌尿器官系用薬 (1)強心剤及び利尿剤	カフェイン系及びプリン系製剤 カンフル系製剤 ジギタリス製剤 その他の強心剤及び利尿剤	心機能が低下している場合又は利尿を目的とする場合以外は給付しない。
(2)尿石症治療剤	塩化アンモニウム製剤 ウラジログシエキス製剤	1日1回塩化アンモニウム実量として20～30gを3～5日連用を限度として給付する。 リン酸を主体とする結石と判断される場合以外は給付しない。

3繁殖用薬 (1)ホルモン製剤 (脳下垂体後葉ホルモン剤を除く)	脳下垂体前葉性 性腺刺激ホルモン 製剤 卵胞ホルモン製 剤 プロスタグランジ ン及びその類縁物 質製剤	牛の卵胞嚢腫には酢酸フェルチレリン製剤、酢酸ブセレリン製剤及び胎盤性性腺刺激ホルモン製剤が無効の場合以外は給付しない。 豚の前葉性卵胞刺激ホルモン製剤は20～40アーマー単位を静脈内あるいは40～60アーマー単位を皮下又は筋肉内に1回注射することを標準として給付する。 排卵の見込みのない卵巣所見を呈する無発情及び微弱発情に対しては給付しない。 卵巣疾患、子宮蓄膿症、長期在胎及び全身症状が消失しない子宮炎の治療並びにミイラ変性胎子の排出を目的とした治療以外に対しては原則として給付しない。 また、発情同期化、プログラム人工授精及び胚移植のための発情の誘起、分娩管理の省力化のための分娩誘起及び停滞した胎盤の排出を目的として応用した場合は給付しない。 発情同期化並びに定時授精及び胚移植のための排卵の誘起を目的として応用した場合は給付しない。 豚の分娩管理の省力化のため、分娩(胎子娩出)の促進を目的として応用した場合は給付しない。 胎子の失位等の原因により分娩困難な場合に人工的に講じた処置(人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等)又は帝王切開に使用した場合以外は給付しない。
(2)子宮収縮剤	性腺刺激ホルモン 放出ホルモン類縁 物質製剤	
(3)その他の繁殖用薬	カルベトシン製剤 塩酸クレンプテロ ール製剤	

4代謝性用薬		
(1)ホルモン製剤 (繁殖及び外用に用いるホルモン製剤を除く)	副腎皮質ステロイド製剤	ケトーシス、乳房水腫、関節炎、筋炎、腱(鞘)炎(馬)及び肝炎(肥育用成牛)以外は原則として給付しない。一診療経過中の使用回数は、通常2回以内を基準として給付する。
(2)ビタミン剤	ビタミンA及びD製剤 ビタミンB(B1製剤を除く)、B1、C、E、K製剤 混合ビタミン製剤	ビタミン欠乏による諸疾患以外に対しては給付しない。
(3)無機質製剤	カルシウム製剤(ヨウ化カルシウム及び臭化カルシウムを除く)	カルシウム欠乏による諸疾患及び消化器病等によるカルシウムの欠乏に伴う諸症状を呈する場合以外に対しては給付しない。
(4)糖類剤及び血液代用剤	ブドウ糖製剤 果糖製剤 キシリトール製剤 生理食塩液類製剤 その他の糖類剤及び血液代用剤	病傷により著しく衰弱した場合以外は給付しない。ただし、次の場合はこの限りでない。 ①ケトーシス…糖類剤(ただし、キシリトールはブドウ糖に反応性の悪いもの以外には給付しない。) ②中毒…糖類剤及び血液代用剤 ③大出血、日(熱)射病及び脱水症状の甚だしいもの…血液代用剤 ④注射薬を溶解する必要がある場合…5%、50～100mlブドウ糖注射液
(5)止血剤	抗プラスミン製剤	トラネキサム酸注射液—牛馬に対し1日1回50ml、豚に対し1日1回10mlを限度として給付する。
(6)肝臓疾患用剤及び解毒剤	メチオニン製剤 コリン製剤 グルクロン酸製剤 タウリン製剤	中毒及び肝蛭症で肝臓の障害を伴う場合並びにその他重症疾患で臨床所見及び検査により肝機能障害が認められる場合以外は給付しない。

(7)臓器製剤 (8)他に分類されない代謝性用薬 5病原微生物及び内寄生虫用薬(生物学的製剤、消毒剤を除く) (1)合成抗菌剤 (2)抗原虫剤 (3)抗生物質	チオプロニン製剤 その他の肝臓疾患用剤及び解毒剤(イソプロチオラン製剤を除く) イソプロチオラン製剤	チオプロニン製剤は、牛の場合、1日量50ml(チオプロニンとして50mg/ml)を限度として給付する。 牛の脂肪壊死症及び脂肪肝以外に対しては給付しない。 ただし、脂肪肝の給付については、分娩後2か月以内に臨床所見及び検査により脂肪肝と診断された場合のみとする。
	キモトリプシン製剤	浮腫が特に甚だしく、原因療法のみで治癒し難い場合を除いては給付しない。
	ヒアルロン酸製剤	臨床所見及びレントゲン検査により馬の関節炎(関節腔内骨折又は軟骨損傷を伴う非感染性のものに限る。)又は骨軟骨症と診断された場合以外は給付しない。
	サルファ剤 ニトロフラン系製剤 チアンフェニコール製剤 オキシリン酸製剤 キノロン系製剤 その他の合成抗菌剤	感染性、化膿性及び敗血性疾患以外に対しては給付しない。 抗生物質との併用は、併用により病原体の耐性出現を防止することができる場合、明らかに著しい治療効果を期待することができる場合及び1種をもってその目的を達成することが困難な場合以外は給付しない。
	ジミナゼン製剤 β -ラクタム系抗生物質 アミノグリコシド系	他の抗原虫剤が無効な場合以外は給付しない。 その抗生物質が有効であることが明らかであると判断される細菌感染症に使われた場合にのみ給付の対象とする。

	抗生物質 マクロライド系及び 類系抗生物質 テトラサイクリン系 抗生物質 クロラムフェニコー ルその他の抗生物 質	抗生物質相互あるいは合成抗菌剤との併用は、併用により病原体の耐性出現を防止することができる場合、明らかに著しい治療効果を期待することができる場合及び1種をもってその目的を達することが困難な場合以外は給付しない。 感染部位が限局している場合の全身療法は、局所療法で十分な治療効果が得られない症例以外は給付しない。 同一の抗生物質を連用した場合は1日1回3日間を標準とし、症状等に応じ、原則として5日間を限度として給付する。 その他については「家畜共済における抗菌性物質の使用指針」を基準として給付する。
--	---	--